

令和7年度 事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公益財団法人運行管理者試験センター

1. 運行管理者試験の実施	1. CBT方式による試験導入の経緯 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和元年度においては第2回運行管理者試験（筆記試験）の中止、令和2年度においては感染防止対策に伴う試験実施経費の大幅な増大などの影響を受けた。 このため、国土交通省においては、従来の筆記試験に比べて感染拡大リスクの低減、試験実施経費の抑制が見込まれる新たなコンピュータを用いたCBT（Computer Based Testing）方式による試験（以下「CBT試験」という。）を導入すべく令和2年10月に省令を改正し、試験実施方法の抜本的な見直しを図った。これに伴い、令和2年度第2回運行管理者試験からCBT試験を一部導入した。 (2) CBT試験については、大規模会場で全国一斉に実施する従来の筆記試験とは異なり、一定の試験期間において、全国各地に設けられた小規模試験会場と受験希望日時を受験者が選択する方式であるため、受験者の利便性においても優れている利点があることから、令和3年度から全面的にCBT試験による実施に移行した。 2. CBT試験の実施 (1) 令和7年度においては、令和6年度に引き続き、全国の試験会場においてCBT試験を2回実施する。なお、身体障害者等特別な事情によりCBT試験を受験することができない者に対しては、筆記試験を行うなどにより別途対処する。 ① 第1回運行管理者試験（貨物、旅客）については、試験期間を令和7年8月上旬から令和7年9月上旬までの概ね1ヵ月間とする。 ② 第2回運行管理者試験（貨物、旅客）については、試験期間を令和8年2月中旬から令和8年3月中旬までの概ね1ヵ月間とする。 (2) 試験の実施に当たっては、運行管理者試験委員会を開催し、試験の合格基準、出題方針等について審議を行う。また、適正な試験問題の作成に資するため、運行管理者試験問題検討委員会において、試験問題（原案）の審議を行う。 (3) 試験結果については、試験結果発表日に受験者へ試験結果通知書を郵送する。また、試験結果通知書が受験者に到達するまでの間の試験結果の確認に係る受験者の利便を考慮し、当試験センタ
----------------------	---

	一のホームページにおいて、受験者自らが試験結果を検索できるよう措置するとともに、合格者受験番号を掲載する。
2. 運行管理者試験の広報・案内等	○運行管理者試験実施等に関する利用者への広報・案内等の実施 (1) 各回の試験毎に試験実施に係る公示を作成し、行政機関及び関係団体等を通じて広く広報する。 (2) 試験に関する電話照会等への対応については、オペレータを配置するほか、自動音声（365日24時間対応）による案内サービスを提供する。 (3) パソコン及びスマートフォンに対応したホームページを活用し、次の情報を利用者に提供する。 ① 試験実施に係る公示及び受験申請手続等 ② 申請者配布番号 ③ 試験結果（可否）検索、合格者受験番号 ④ 試験問題の出題例 ⑤試験の実施状況
3. 運行管理者試験の円滑な実施、利用者の利便性の向上及び試験の適正化等の取組	1. 運行管理者試験の円滑な実施及び利用者の利便性の向上 (1) CBT試験の円滑な実施 ① CBT試験の申請方法については、当試験センターのホームページ上からインターネットにより申請システムにアクセスし、受験申請、試験会場予約を行う方式であり、受験者の中にはパソコン等の操作に不慣れな者が見受けられるため、引き続き、受験申請方法、試験方法等の受験者が必要とする情報について、ホームページ等を活用して周知、案内する。また、アンケート調査を実施し、受験者からの意見等を踏まえて、必要に応じて関連システムの改修を検討するなど、一層の利便性の向上に努める。 ② 「電子申請・試験管理システム」を適切に運用し、効率的に業務を行うとともに、更なる効率的な運用を目指して、同システムの機能向上等に必要な検討を引き続き行う。 2. CBT試験の適正化等への取組 (1) 試験センターは、CBT試験における不正行為（カンニング等）の防止を図るとともに、受験者間の公平性の確保を図り、厳正かつ適正に試験を実施するため、「運行管理者試験事務規程」等に基づき、次のような措置を講じるとともに、試験の運営に当たる委託事業者の指導・監督に努める。 ＜不正行為の防止＞ ① 受付時の厳格な本人確認 ② 試験中の厳重な監督

	<公平性等の確保> ③ 試験問題の試験室外への持ち出し及び他者への開示（漏えい）禁止 ④ 適切なセキュリティ対策が施された通信回線の使用 ⑤ 確実な点検等による通信機器障害等の未然防止、及び万一障害が発生した場合の早期復旧措置 （２）試験の実施にあたり、各試験会場（数か所程度）の運営状況について調査を実施し、「運行管理者試験事務規程」等に基づき試験が適正に実施されていることを確認する。 （３）国家試験を実施する試験機関の情報交換連絡会を通じて、不正行為の防止を含め、試験の実施に関する有用な情報の収集に努め、適正な試験の実施に繋げる。 ３．運行管理者試験の問題作成の高度化、効率化のための取組 C B T試験は、全国一斉に実施する筆記試験とは異なり、一定の期間において試験を実施することから、受験者間の公平性を確保するため、試験問題を複数用意する必要がある、従来以上に効率的な試験問題の作成が求められる。 このため、引き続き、既存の試験問題作成・管理システムを活用して効率的、かつ、適正な試験問題の作成に努めるとともに、同時に複数の問題作成を必要とするC B T試験の問題作成に適したより高度な機能を有する新たなシステムを令和 7 年度末目途に構築する。
４．試験合格者の「資格者証」取得の支援事業	○ 運行管理者試験合格者が運行管理者資格者証を確実に取得するための申請手続の支援 運行管理者試験合格後 3 ヶ月の期限内に運行管理者試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続を支援する事業（定款変更により令和元年度から事業化）について、申請者の失念防止及び負担軽減を図る観点から、引き続き、確実な実施と申請者の利便性の向上に努める。
５．理事会及び評議員会等の開催	○ 評議員会、理事会の開催関係 定款に基づき、評議員会及び理事会を開催する。なお、定時評議員会及び通常理事会の他、緊急に審議事項等が発生した場合は、臨時の評議員会及び理事会を開催する。